

## ◆事業の内容

### 事業概要

本市において、農業参入する企業に対し助成を行うもの

本補助金は、予算の範囲内において、市内外の企業等が市内に農業参入する際に、新規従業員等の雇用に対する支援や農地の賃貸借料に対する支援を行うことによって、本市への企業等の農業分野への参入を促進し、新規就農者の確保並びに本市農業の振興、活性化を図ることを目的として交付する。

### 事業内容

#### 1. 対象者

(1) 市内の農地で農業参入する企業

(市内外の企業、市内認定農業者の方の法人化等)

#### ●主要な要件は、新たな雇用の創出、及び土地の貸借

- ・当該地での農業参入において、5年以内に新規正規または非正規従業員合わせて5名以上を雇用
- ・中山間地域は2ha以上、それ以外の地域においては3ha以上

#### 2. 対象経費

##### ①雇用就農促進対策

新規正規従業員および非正規従業員を雇用し、農業に従事させる場合に助成金を交付。(※1名につき1回限りの支給)

- ・助成金の上限は1,000万円
- ・1名につき、新規正規従業員は100万円、新規非正規従業員は20万円

##### ②農地貸借促進対策

農地の賃借料について助成金を当該地での農業参入から5年間交付。

- ・農地の賃借の際に係る賃借料の1/2以内を支給
- ・助成金の上限は10a当たり2万円

### 認定の要件

- (1) 佐世保市内に**農業参入**すること。
- (2) **5年以上の営農計画**があること。
- (3) 農業参入日が令和5年8月1日以降であること。  
また、認定申請が農業参入する日から起算して5年までの日であること。
- (4) 農業を行うために必要な定款の変更を行っていること。
- (5) 認定申請初年度に農地等を**中山間地域等であれば2ha以上、それ以外の地域においては3ha以上**を賃貸借又は取得により確保すること。
- (6) 5年後の雇用計画において正規従業員（農業常時従事者）または非正規従業員（農業臨時雇用者）が**5名以上増加**となること。
- (7) 業務の責任者（農業常時従事者）として、1名以上配置すること。
- (8) 農業及びその関連事業に関する部門を、農業以外の業とは別の会計とすること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者がいないこと。
- (10) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 佐世保市暴力団排除条例に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (12) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。